

『住宅の建て替え』『防災ベッド等の設置』も補助対象になりました

昭和56年5月以前に着工された住宅を対象とした住宅耐震化促進事業。これまで、この事業の補助は、住宅耐震診断と、それに伴う耐震化工事に限定されていました。今年度からは、新たに「住宅の建て替え」と「防災ベッド等の設置」も補助対象になっています。



まずは耐震診断を受けましょう！

昭和56年5月以前着工の住宅は、阪神・淡路大震災で多くの被害が報告されました。加東市では、同じ条件の住宅にお住まいのみなさまに、耐震診断による住宅の安全確認をおすすめしています。耐震診断には補助制度を設けており、次の条件を満たす市内の住宅であれば、市場価格よりも安価で診断が受けられます。

■対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工したものの
- ※店舗併用住宅などの場合は、住宅として使用している部分が延べ面積の半分を超えるもの
- ※ツーバイフォー住宅、丸太組工法や建築基準法第38条に規定する認定工法

■手数料

1棟あたり3,090円（木造戸建住宅の場合）※木造以外は手数料が異なります。

住宅が「危険」「やや危険」と診断された場合は、耐震化への補助が受けられます！
住まいの耐震化をご検討ください！

◎耐震診断の結果が「安全」とした場合、補助金はありません。

◆住宅建替補助（新制度・市補助 定額100万円）

耐震改修工事ではなく、現地での建て替えによって安全性を確保する場合の補助です。

◆防災ベッド等設置補助（新制度・市補助 定額10万円）
防災ベッドは睡眠中の地震から身を守るベッドで、

家具の転倒に対応したもので、建物の倒壊時にも安全を確保するもので、様々な種類があります。

◆住宅耐震化補助（県補助工事費の3分の1、上限100万円）

耐震改修工事に対する補助です。加東市では、この補助制度を利用して耐震改修工事を実施される方に、上乗せして補助する制度があります。（工事費の4分の1・上限30万円）

◆部分型耐震化補助（県補助定額50万円）

◎各補助制度の利用をご希望の方は、地域整備課までお問い合わせください。

問い合わせ

まち・農整備部地域整備課（庁舎3階）
☎43・0517

国民健康保険の加入者は毎年4月15日までに所得の申告が必要です

国民健康保険は、所得に応じて国民健康保険税の軽減区分や高額療養費の自己負担限度額を判定するため、加入者およびその世帯主（世帯主が国民健康保険に加入していない場合も含む）は、毎年4月15日までに所得の申告が必要です。

申告窓口

市役所1階 税務課窓口
※平成27年1月1日の時点で、加東市に在住されていた方に限ります。
※平成27年1月2日以降に加東市に転入された方は、「平成27年1月1日時点の住所地」で申告してください。

申告に必要なもの

- 収入がない場合
認印をお持ちください。
- 収入がある場合
収入の種類によって申告に必要な書類が異なります。事前に税務課までお問い合わせください。

問い合わせ

○国民健康保険税に関すること
総務部税務課（庁舎1階）
☎43・0397
○資格・給付に関すること
市民生活部保険医療課（庁舎1階）
☎43・0500

申告をしないと...

高額療養費の自己負担限度額が判定できません

月々の限度額を超えて医療費を支払った場合に還付する制度がありますが、申告をしていない場合は還付されることがあります。

国民健康保険税の軽減措置が適用されません

世帯の所得が一定金額以下の場合、国民健康保険税は軽減されますが、申告をしていない場合には所得を確認できないため軽減できません。

ただし、次のような方は、申告の必要はありません。

- 所得税の確定申告や市・県民税の申告をした方
- 年末調整、所得税の確定申告または市・県民税の申告をした方の扶養親族になっている方
- 収入が給与収入のみで、給与支払者から加東市（税務課）に給与支払報告書が提出されている方
- 収入が遺族年金や障害年金などの非課税所得を除く公的年金収入（厚生年金や国民年金による収入）のみの方



「水道検針票」に広告を掲載しませんか？

水道検針票とは

水道の使用水量をお知らせするもので、2か月に1回の水道メーター検針時に、市内の水道利用者約18,000件へお渡ししています。（料金の請求書ではありません）

掲載期間

平成27年7月～平成28年6月（1年間）

掲載料

108,000円／年（税込）

掲載場所等

検針票裏面下部※左図参照
縦70mm×横67mm、単色刷り

申込方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、必要書類と広告原稿を添えて、持参または郵送でお申し込みください。

その他

掲載できる広告内容は、市民生活の利便性を向上させることができるもので、市民に不利益を与えない中立性のあるものとします。また、市に納付すべき税等を滞納している場合は、広告を掲載することができません。

申し込み・問い合わせ

〒673-1493
加東市社50番地
上下水道部管理課庁舎3階
☎43・0533

広告掲載欄

（検針票裏面イメージ）

●おねがい

- メーターボックスの上に物を置かないでください。
- 犬は、出入口や水道メーターから離してつないでください。
- 転入や転出、使用者名義の変更をされる場合は、お早めに水道お客さまセンターへご連絡ください。
- 定期的に水道メーターの点検をしてください。ご家庭で水道メーターを確認されることで漏水の早期発見につながります。
- 漏水を発見するには、家のすべての蛇口を閉めて、メーター内のパイロットマークが回っているかどうかを確認します。もし回っていれば漏水の疑いがありますので、加東市指定の水道工事業者、器具メーカー等に調査修理を依頼してください。漏水した場合に減免できる制度もありますので、詳しくは水道お客さまセンターへご連絡ください。

※下記は公断による有料広告となります。



本票により集金することはありません。